$\bigcirc$ 

2

3

3

5

5

5



平成 29 年 2 月 10 日

第 12976 号(金曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示				○救急病院の認定	(地域医療推進室)
○一般競争入札の落札者等	(行政	経営課)	1	○救急診療所の認定	(同)
○医療扶助のための医療を担当させる	幾関の指定	2		○漁船損害等補償法第112条第1項の	規定による同意を
	(厚生	政策課)	1	求めるための事前届出	(水 産 課)
○医療支援給付のための医療を担当させ	せる機関の	指定		○県道の区域の変更	(道路整備課)
	(	同 )	2	公告	
○生活保護法に基づく指定医療機関の記	診療所等の	廃止の		○大規模小売店舗立地法による意見 <i>の</i>	)概要の公告
届出	(	同 )	2		(経営支援課)
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進す				○県営土地改良事業計画の変更及び約	<b></b>
た中国残留邦人等及び特定配偶者の日本		in terms of			(農業基盤課)
る法律に基づく指定医療機関の診療所	<b>介等の廃止</b>		9	○公共測量終了公告	(監理課)
	(	同 )	2		

# 告示

## 石川県告示第51号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成29年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法 ネットワーク管理用機器 借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 石川県総務部行政経営課情報システム室 金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 落札者を決定した日 平成28年12月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 富士通リース株式会社北陸支店 金沢市昭和町16番1号
- 5 落札金額 102, 209, 040円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 平成28年11月15日

### 石川県告示第52号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり 指定した。

平成29年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

名	称	所	在	地	指定年月日
尾張循環器・糖尿病	内科クリニック	鳳珠郡穴水町字此木	壱127番地		平成29年1月1日

#### 石川県告示第53号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第 49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

名	称	所	在	地	指定年月日	
尾張循環器・糖尿病	内科クリニック	鳳珠郡穴水町字此木電	<b>三</b> 127番地		平成29年1月1日	E

### 石川県告示第54号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止し た旨の届出があった。

平成29年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団 日の出病院	小松市日の出町3丁目8番地	平成29年1月12日
尾張循環器・糖尿病内科クリニック	鳳珠郡穴水町字此木壱127番地	平成28年12月31日
せいとく歯科医院	七尾市富岡町61番地1	平成28年12月14日

### 石川県告示第55号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第 50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成29年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団 日の出病院	小松市日の出町3丁目8番地	平成29年1月12日
尾張循環器・糖尿病内科クリニック	鳳珠郡穴水町字此木壱127番地	平成28年12月31日
せいとく歯科医院	七尾市富岡町61番地1	平成28年12月14日

# 石川県告示第56号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定 した。

平成29年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

		名			称			所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
石	Ш	県	立	中	央	病	院	金沢市鞍月東2丁目1番地	平成29年2月1日	平成32年1月31日
金	沢	聖	霊	総	合	病	院	金沢市長町1丁目5番30号	JJ	"
南		ケ	E	î.	病		院	金沢市馬替2丁目125番地	"	"

金 沢 赤 十 字 病 院	金沢市三馬2丁目251番地	<i>n</i>	n l
独立行政法人国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	IJ	II.
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	II	II.
金 沢 市 立 病 院	金沢市平和町3丁目7番3号	11	"
社 団 法 人 石 川 勤 労 者 医 療 協 会 城	金沢市京町20番3号	<i>II</i>	Ш
金 沢 西 病 院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	"	"
社会医療法人財団董仙会恵 寿 総 合 病 院	七尾市富岡町94番地	II	"
公 立 羽 咋 病 院	羽咋市的場町松崎24番地	"	JJ
公 立 つ る ぎ 病 院	白山市鶴来水戸町ノ1番地	"	JJ
国民健康保険能美市立病院	能美市大浜町ノ85番地	"	JJ
芳 珠 記 念 病 院	能美市緑が丘11丁目71番地	II.	JJ
津 幡 町 国 民 健 康 保 険 直 営   河 北 中 央 病 院	河北郡津幡町字津幡口51番地2	II	II
金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	"	"
公 立 穴 水 総 合 病 院	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地	11	JJ

## 石川県告示第57号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認 定した。

平成29年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

		名			称			所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
細	Ш	整	形	外	科	医	院	金沢市笠舞本町1丁目6番23号	平成29年2月1日	平成32年1月31日
加	藤	整	形	外	科	医	院	金沢市本江町8番18号	II.	"

## 石川県告示第58号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第 28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年2月10日から同年2月24日まで一般の縦覧に供する。 平成29年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

	氏	名	発	起 人 住 所	加入区	法第113条第1項の 規定による漁業協同 組合に対する申出	縦覧場所
森	田		誠	小松市安宅新町二12-10			石川県漁業
高	藤	s	男	小松市二ツ梨町ウ41番地1	小松市	行う。	協同組合小
中	田		覚	小松市古河町55			松支所
福	岡	敬	又	白山市中成1丁目264番地			石川県漁業
桜	田	紀	政	白山市美川中町口30番地3	美川	II.	協同組合美
吉	田	利	博	白山市番田町20番地			川支所
大木	彡水 産	株式会	会社	金沢市佐奇森町ヲ127番地			石川県漁業
株	式 会	社 重	福	金沢市専光寺町ツ45番地	金沢市	II	協同組合金
有限	会社龍	王丸漁	業部	金沢市佐奇森町ヲ136番地			沢支所

筆 沧	魚業る	有 限	会 社	金沢市金石北2丁目13番38号			石川県漁業
有限	县会 社	平野	水産	金沢市金石西4丁目6番15号	"	II.	協同組合金
有限	会社』	<b></b> 鲁井漁	業部	金沢市金石西4丁目8番18号			沢港支所
内	潟	政	司	かほく市外日角1号4番地3			石川県漁美
堀			誠	かほく市白尾カ78番地16	南浦	j l	協同組合同
中	寺	忠	生	かほく市木津へ58番地			浦支所
駒	井	豊	志	羽咋市滝町カ211番地			石川県漁
清	水		維	羽咋市一ノ宮町ソ42番地	羽咋	i II	協同組合
中	條	_	利	羽咋市柳田町70字15-5	,		咋支所
西西	村		豊	羽咋市柴垣町18字45			石川県漁
菊	1.	義		羽咋市柴垣町18字64	- 柴 垣	i "	協同組合
長	浦	和	良	羽咋市柴垣町18字113		**	垣支所
長	1111	寛	=	羽咋郡志賀町長沢イの44番地			石川県漁
川	端	96	進	羽咋郡志賀町高浜町ノの114番地4	高海	i II	協同組合
加加	藤	直	樹	羽咋郡志賀町高浜町ノの79番地1	[H] 12-	,	浜支所
高		敏	明	羽咋郡志賀町上野乙の337番地4			石川県漁
渡	辺	省		羽咋郡志賀町安部屋イの202番地	志賀町	-   "	協同組合
松松	下	健	治	羽咋郡志賀町百浦ムの75番地		<u>"</u>	賀支所
瀧	田	次	八	羽咋郡志賀町福浦港港182-1			石川県漁
佐	藤	1)	稔	羽咋郡志賀町福浦港マー72-2	福浦港	<u> </u>	協同組合社
浜	中	外	治	羽咋郡志賀町福浦港15-33-4	11年 11日 11日	"	浦港支所
三	 井	<u> フト</u>	雄	羽咋郡志賀町西海千ノ浦口の19番地			石川県漁
人	木		久 彦	羽咋郡志賀町西海風無リの55番地の2	西海	Ē "	協同組合
	木村	豊		羽咋郡志賀町赤崎レの3番地	四件	"	海支所
木   坂		豆	男	輪島市輪島崎町1部157番地			37 2
	岩	三	優	輪島市鳳至町下町165番地	a⇔ 自 ±	ĵ "	石川県漁 協同組合車
小皿			信士	**************************************	輪島市	"	
111	端	進	吉	輪島市輪島崎1部220番地6			島支所
松	尾畑	忠	幸	珠洲市高屋町24字20番地	14: 기미 기호수!	7	石川県漁
丹	保田	晴	男	珠洲市高屋町23字6番地	珠洲北部	3   "	協同組合
和	H dete	ナム	裕	珠洲市清水町1字82番地			ず支所
山	崎	政	夫	珠洲市狼煙町への部80番地	rd. day		
小	坂	/-L	平	珠洲市狼煙町への部84番地	狼煙	<u>"</u>	"
松	田	伸	平	珠洲市狼煙町への部59番地			
	喜知		潔	珠洲市蛸島町夕部113番地	471,		
木土	挽		栄工	珠洲市正院町川尻1部104番地7	蛸島	ĵ   II	"
古	田 ///	204	正	珠洲市三崎町小泊17部15番地			
越	後		一郎	珠洲市宝立町春日野1字157番地1			
谷	内	章	<u></u>	珠洲市宝立町宗玄25字23番地	宝立町	T   "	ll ll
室	谷	正	孝	珠洲市宝立町鵜飼2字87番地			711111111111111111111111111111111111111
坂	東	清		鳳珠郡能登町字小木2丁目10番地	Jr		石川県漁
北土	濵	<u> </u>	明	鳳珠郡能登町字小木3丁目21番地	小木	: <i>"</i>	協同組合
寺 女 四	下	恒	夫	鳳珠郡能登町字小木15字22番地1			木支所
	艮会社		業 部	鳳珠郡能登町字小浦12番地6	NI.		石川県漁
六	谷	智	_	鳳珠郡能登町字宇出津井字8番地	能都	<i>"</i>	協同組合
岩一	本	藤		鳳珠郡能登町字姫10字58番地			都支所
石	﨑	貞	雄	七尾市鵜浦町69部14番地	***		石川県漁
小	坪		武	七尾市鵜浦町 9部 7番地甲	鵜の浜	Į,	協同組合
松	島		薫	七尾市鵜浦町8部107番地			なか支所

#### 石川県告示第59号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成29年2月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成29年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

网络女		道	Í	路		Ø	区	域		関係図面の
路線名	変	更	の	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
	下記区間を追	直路区域	以へ編え	しする。						大聖寺土木
荒木田原町線	加賀市曽宇町ヌ86番1地先から							1 504 6	事 務 所	
	加賀市熊坂町	丁寅11番	全地5	たまで			$17.55 \sim 99.20$ $1,524.6$			維持管理課

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成29年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエー寺井店

能美市寺井町た80番ほか16筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更

公告日 平成28年9月30日

3 市町の意見の概要

市町名 能美市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成29年2月10日から同年3月10日まで

### 県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成29年2月13日から同年3月13日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、同条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所	
古眺笠 0 地区	県営ほ場整備事業	県営土地改良事業変更計画書の写し	七尾市産業部農林課	
高階第2地区	(面的集積型)	宗呂上地以及事未変史計画音の子し	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

# 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、七尾市長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年2月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

	作	<b>種</b>	類		作	業	期	間		作	業	地	域	
公	共 測			量	平成28年6月1日から			七尾下	市全域					
(デジタル空中写真撮影)					平成29年3月31日まで									